

茨城県報

第534号

平成6年3月24日

木曜日

目 次

規 则

●茨城県消費者物価調査規則(統計課)	2
--------------------------	---

告 示

●字の区域の変更(地方課)	6
---------------------	---

●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課)	6
-----------------------------	---

●大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業振興課)	7
--------------------------------	---

●保安林の指定の予定(林業課)	7
-----------------------	---

●農地保有合理化事業規程の承認(農地管理課)	8
------------------------------	---

●道路の区域の決定(道路維持課)	8
------------------------	---

●道路の区域の変更(　　〃　)	12
-----------------------	----

●海岸保全区域の廃止(港湾課)	12
-----------------------	----

●都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(公園街路課)	13
-------------------------------------	----

●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定(2件)(出納第一課)	14
-------------------------------------	----

●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)	14
---------------------------------	----

●換地処分の公告(　　〃　)	16
----------------------	----

●土地改良事業の認可(3件)(　　〃　)	16
----------------------------	----

●土地改良事業の適当決定(2件)(　　〃　)	16
------------------------------	----

(公 安 委 員 会)

●警備員指導教育責任者講習の実施	17
------------------------	----

公 告

●争議行為の予告通知の公表(2件)(労政課)	18
------------------------------	----

●都市計画事業の施行者の名称等(3件)(公園街路課)	19
----------------------------------	----

●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	20
-----------------------------	----

●道路の位置の指定(4件)(　　〃　)	22
---------------------------	----

規 程

(企 業 局)

●茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程	23
-----------------------------	----

●茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程	24
-------------------------------	----

●茨城県企業局文書事務規程の一部を改正する規程	24
-------------------------------	----

●企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………25

正 誤

●平成 5 年 3 月 18 日付け茨城県報号外第 25 号中……………26

規 則

茨城県規則第21号

茨城県消費者物価調査規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県消費者物価調査規則

茨城県消費者物価調査規則（昭和41年茨城県規則第39号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県消費者物価調査（以下「消費者物価調査」という。）を、茨城県統計調査条例（昭和36年茨城県条例第16号）第2条第1号に規定する県指定統計調査として行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 消費者物価調査は、県民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「事業所」とは、商品の販売又はサービスの提供を事業として行っている一定の場所をいう。

2 この規則において「事業主」とは、事業所において事業を管理する者をいう。

3 この規則において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

4 この規則において「世帯主」とは、世帯を主宰する者をいう。

(調査事項)

第4条 消費者物価調査は、別表左欄に掲げる調査品目についての別表中欄に掲げる調査日における小売価格又は料金及びこれらに付帯する事項を調査する。

(調査の範囲等)

第5条 消費者物価調査は、次の各号に掲げる事業所（以下「調査事業所」という。）及び世帯（以下「調査世帯」という。）について行う。

(1) 知事が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域のうちから知事が定める調査地域内において、別表 1 の項に掲げる調査品目を販売し、又は提供している事業所のうち、知

事の定める方法により指定市町村の長が選定したもの

- (2) 指定市町村の区域のうちから知事が定める調査地域内において、別表 2 の項に掲げる調査品目の提供を受けている世帯のうち、知事の定める方法により指定市町村の長が選定したもの
 - (3) 指定市町村の区域内において、別表 3 の項に掲げる調査品目を販売し、又は提供している事業所のうち、知事の定める方法により指定市町村の長が選定したもの
- 2 指定市町村の長は、前項の規定により調査事業所又は調査世帯を選定したときは、当該選定に係る者に対し、消費者物価調査に係る調査事業所又は調査世帯に選定された旨及び申告すべき事項を通知しなければならない。

(申告義務)

第 6 条 別表左欄に掲げる調査品目を販売し、若しくは提供している調査事業所の事業主又は当該調査品目の提供を受けている調査世帯の世帯主は、第 4 条に規定する調査事項について、同表右欄に掲げる調査者が行う質問に対して、口頭で申告しなければならない。

2 事業主が不在その他の事由により申告を行うことができないときは、これに準ずる者は、事業主に代わって申告を行うものとする。

3 世帯主に準ずる者は、世帯主に代わって申告を行うことができる。

(調査票の作成)

第 7 条 調査者は、前条の規定による申告に基づき、知事が別に定める調査票に記入しなければならない。

(調査員)

第 8 条 消費者物価調査の事務に従事させるため、茨城県消費者物価調査調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員は、指定市町村の長の推薦により、知事が委嘱する。

(茨城県消費者物価調査調査員証)

第 9 条 調査員は、その事務を行うときは、茨城県消費者物価調査調査員証（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査票等の提出)

第 10 条 調査員は、指定市町村の長が定める期限までに、調査票その他の調査関係書類（以下「調査票等」という。）を、指定市町村の長に提出しなければならない。

2 指定市町村の長は、前項の規定により提出された調査票等を検査整理し、指定市町村の長の作成に係る調査票等とともに、知事が定める期限までに、知事に提出しなければならない。

(結果の公表)

第 11 条 知事は、消費者物価調査の結果を、集計後、速やかに公表するものとする。

(関係書類の保存)

第 12 条 知事は、調査票を 3 年間、月別物価累積ファイル、月別家賃累積ファイル及び月別指數累積ファイルを永年保存するものとする。

(事務の委任)

第13条 知事は、指定市町村の長に次の各号に掲げる事務を委任する。

- (1) 調査員の指揮監督
- (2) 調査員に対する報酬の支払

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条、第5条第1項、第6条第1項)

調 査 品 目		調 査 日	調査者
1	うるち米、もち米、食パン、あんパン、干しうどん、即席中華めん、小麦粉、さけ、たら、たこ、あさり、塩さけ、たらこ、しらす干し、丸干しいわし、煮干し、するめ、ししゃも、さつま揚げ、ちくわ、かまぼこ、魚肉ソーセージ、かつお節、魚みそ漬、あさりつくだ煮、さけ缶詰、牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、ソーセージ、コンビーフ缶詰、牛乳、粉ミルク、バター、チーズ、鶏卵、かんしょ、ばれいしょ、さといも、にんじん、ごぼう、えのきだけ、あずき、だいず、干ししいたけ、干しのり、わかめ、こんぶ、豆腐、油揚げ、納豆、こんにゃく、梅干し、たくあん漬、福神漬、こんぶつくだ煮、はくさい漬、レモン、みかん缶詰、食用油、マーガリン、しょう油、みそ、砂糖、酢、ソース、マヨネーズ、化学調味料、ようかん、カステラ、ビスケット、キャラメル、あめ、塩せんべい、かわらせんべい、チョコレート、落花生、チューインガム、ゼリー、サンドイッチ、野菜サラダ、コロッケ、フライ(魚)、緑茶、紅茶、インスタントコーヒー、果実飲料、コーラ、サイダー、乳酸菌飲料、清酒、焼ちゅう、かけうどん、中華そば、すし、親子どんぶり、カレーライス、コーヒー、ビール(外食)、板材、ベニヤ板、くぎ、セメント、畳表取替え、板ガラス取替え、ふすま張替え、大工手間、塀工事、水道工事、プロパンガス、灯油、自動炊飯器、カステープル、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、電気アイロン、整理だんす、食卓、目覚まし時計、蛍光灯器具、上敷ござ、洋掛布団、毛布、敷布、布団綿、飯茶わん、皿、魔法瓶、スプーン、ガラスコップ、台所用密閉容器、クレンザー、なべ、やかん、たわし、電球、蛍光ランプ、タオル、はさみ、ちり紙、台所用洗剤、洗濯用洗剤、殺虫剤、防虫剤、背広服、男子ズボン、男子スリーシーズンコート、男子学生服、スカート、婦人オーバー、男児ズボン、女児スカート、ワイシャツ、男子セーター、婦人セーター、男子シャツ、男子ブリーフ、スリップ、子供シャツ、絹着尺地、さらし木綿、男子背広服地、縫い糸、毛糸、野球帽、ネクタイ、男子靴下、パンティストッキング、婦人ソックス、婦人白足袋、男子靴、婦人靴、ゴム長靴、運動靴、子供靴、婦人草履、婦人サンダル、仕立、洗濯、靴修理、感冒薬、胃腸薬、ビタミン剤、皮膚病薬、はり薬、生理用紙綿、体温計、自転	毎月の12日 を含む週の 水曜日、木 曜日又は金 曜日	調査 員

	車、自動車ガソリン、テレビ、カメラ、ハーモニカ、テレビ修理、鉛筆、絵の具、ノートブック、レターペーパー、筆入れ、軟式野球ボール、グローブ、人形、フィルム、コンパクトディスク、切り花、乾電池、月謝(学習塾に係るものを除く。)、映画観覧、写真焼付け、理髪、パーマネント、歯ブラシ、化粧石けん、シャンプー、歯磨き、整髪料、ヘアートニック、化粧水、男子洋傘、学生用かばん、ハンドバック、旅行用かばん、腕時計、ハンカチーフ、時計修理	
	まぐろ、あじ、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、たい、ぶり、いか、かき(貝)、キャベツ、ほうれんそう、はくさい、ねぎ、レタス、だいこん、たまねぎ、かぶ、れんこん、かぼちゃ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、りんご、みかん、なつみかん、なし、ぶどう、かき(果物)、もも、すいか、メロン、いちご、バナナ	毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日
2	民営貸家	毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
3	学校給食、水道、家政婦、清掃、下水道、診察(国民健康保険)、電話通話、PTA、中学校授業、高等学校授業、幼稚園保育、新聞(地方紙)、自動車教習、ボウリングゲーム、入浴、印鑑証明、公営貸家	毎月の12日を含む週の金曜日

別記様式(第9条)

(表面)

(裏面)

第 号	茨城県消費者物価調査調査員証	
下記の者は、茨城県消費者物価調査調査員であることを証明する。		
氏 名	年 月 日から	
有効期間	年 月 日まで	
年 月 日		
茨城県知事	印	

(用紙は日本工業規格B列8判とする。)

茨城県統計調査条例(抄) (申告義務)
第4条 知事は、県指定統計調査のため必要があるときは、人又は法人に対して申告を命ずることができる。
2・3(略) (実地調査等)
第7条 県指定統計調査に従事する吏員又は調査員は、あらかじめ知事が定めた事項について、実地調査をし、又は関係者に対し必要な資料の提供を求め、若しくは質問することができる。この場合には、別に定める証票を示さなければならない。
(秘密の保護)
第8条 統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

告 示

茨城県告示第431号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により土浦市長から同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

変更調書

立田町に変更する区域

文京町 2665の3, 2667の6

田中一丁目に変更する区域

立田町 2396の1, 2396の2, 2398の1から3まで

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

茨城県告示第432号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

国民健康保険医等氏名	登録記号番号	登録年月日
浅 香 静 子	茨国薬 2244	平成6年2月24日
滝 川 忠 司	茨国薬 2245	平成6年2月28日
清 水 玲 子	茨国薬 2246	平成6年2月28日
鈴 木 学	茨国薬 2247	平成6年3月2日
松 山 寛 子	茨国薬 2248	平成6年3月3日
鶴 飼 典 男	茨国薬 2249	平成6年3月4日
松 村 由 貴 子	茨国薬 2250	平成6年3月4日
島 田 友 子	茨国薬 2251	平成6年3月4日
白 石 忍	茨国薬 2252	平成6年3月4日

茨城県告示第433号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称 有限会社 八百健商店

2 建物の名称及び所在地 フジドラッグベルエイト
水戸市見和 3 丁目 1-2 外

~~~~~

## 茨城県告示第434号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1(1) 保安林の所在場所

高萩市大字下手綱字南沢1952の12（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の限度

(ア) 主伐は、択伐とする。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度は次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

高萩市大字下手綱字南沢1952の12（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の限度

(ア) 主伐は、択伐とする。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度は次のとおりとする。

(「次の図」「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び高萩市役所に備えおいて縦覧に供する。)

#### 茨城県告示第435号

財団法人鹿島町農業公社の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1項の規定に基づき下記のとおり平成6年3月14日に承認したので公告する。

##### 記

1 農地保有合理化事業の実施区域 茨城県鹿島郡鹿島町における農業振興地域

2 農地保有合理化事業の内容 農地売買等事業(貸借事業に限る。)

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その、関係図面は、平成6年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 整理番号 | 道路の種類 | 路線名       | 区間                                             | 敷地の員幅                    | 延長  | 備考 |
|------|-------|-----------|------------------------------------------------|--------------------------|-----|----|
| 501  | 県道    | 岩瀬土浦自転車道線 | 西茨城郡岩瀬町大字犬田1304番8地先から<br>西茨城郡岩瀬町大字犬田1252番2地先まで | メートル<br>最大12.0<br>最小 6.0 | 465 |    |
|      |       |           | 西茨城郡岩瀬町大字犬田1110番1地先から<br>西茨城郡岩瀬町大字犬田1002番1地先まで | 最大13.0<br>最小 7.0         | 295 |    |
|      |       |           | 西茨城郡岩瀬町大字犬田780番1地先から<br>西茨城郡岩瀬町大字犬田780番1地先まで   | 最大9.0<br>最小 5.5          | 76  |    |
|      |       |           | 西茨城郡岩瀬町大字犬田707番6地先から<br>西茨城郡岩瀬町犬田315番1地先まで     | 最大12.5<br>最小 5.5         | 417 |    |

|  |  |                                                |                  |       |  |
|--|--|------------------------------------------------|------------------|-------|--|
|  |  | 西茨城郡岩瀬町大字犬田275番1地先から<br>西茨城郡岩瀬町大字犬田1988番地先まで   | 最大12.5<br>最小 4.0 | 646   |  |
|  |  | 西茨城郡岩瀬町大字犬田167番地先から<br>西茨城郡岩瀬町大字犬田160番地先まで     | 最大10.0<br>最小 8.0 | 168   |  |
|  |  | 西茨城郡岩瀬町大字犬田57番1地先から<br>西茨城郡岩瀬町大字犬田53番2地先まで     | 最大 8.0<br>最小 6.0 | 156   |  |
|  |  | 西茨城郡岩瀬町大字犬田12番2地先から<br>真壁郡大和村大字本木893番1地先まで     | 最大11.0<br>最小 8.0 | 635   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字本木2400番1地先から<br>真壁郡大和村大字本木2287番地先まで    | 最大12.0<br>最小11.0 | 1,073 |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字本木1457番2地先から<br>真壁郡大和村大字本木1479番地先まで    | 最大 8.2<br>最小 7.8 | 142   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字本木1469番1地先から<br>真壁郡大和村大字本木1642番2地先まで   | 最大14.7<br>最小 7.7 | 556   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字大曾根553番1地先から<br>真壁郡大和村大字大曾根610番1地先まで   | 最大10.0<br>最小 6.5 | 193   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字大曾根491番2地先から<br>真壁郡大和村大字大曾根193番1地先まで   | 最大12.4<br>最小 7.8 | 239   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字大曾根255番1地先から<br>真壁郡大和村大字大曾根287番2地先まで   | 最大 6.8<br>最小 6.0 | 95    |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字大曾根325番1地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田293番2地先まで   | 最大10.8<br>最小 4.6 | 290   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字東飯田291番5地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田291番5地先まで   | 最大 6.8<br>最小 6.5 | 16    |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字東飯田520番2地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田526番1地先まで   | 最大 8.0<br>最小 6.0 | 150   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字東飯田1133番1地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田1140番1地先まで | 最大 8.6<br>最小 7.9 | 152   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字東飯田1187番地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田1195番1地先まで  | 最大12.0<br>最小 8.3 | 157   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字東飯田1243番1地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田1241番1地先まで | 最大10.8<br>最小 9.7 | 115   |  |
|  |  | 真壁郡大和村大字東飯田3465番地先から<br>真壁郡真壁町大字上小幡192番1地先まで   | 最大10.0<br>最小 9.5 | 450   |  |

|  |  |                                              |                  |     |  |
|--|--|----------------------------------------------|------------------|-----|--|
|  |  | 真壁郡真壁町大字上小幡201番1地先から<br>真壁郡真壁町大字上小幡1637番地先まで | 最大10.0<br>最小10.0 | 98  |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字上小幡1647番地先から<br>真壁郡真壁町大字上小幡1652番地先まで | 最大11.0<br>最小10.0 | 209 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字上小幡1657番地先から<br>真壁郡真壁町大字下小幡897番地先まで  | 最大11.8<br>最小11.8 | 340 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字下小幡888番地先から<br>真壁郡真壁町大字白井685番1地先まで   | 最大50.0<br>最小 5.5 | 897 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字白井659番3地先から<br>真壁郡真壁町大字白井647番1地先まで   | 最大10.2<br>最小 8.0 | 171 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字白井539番1地先から<br>真壁郡真壁町大字白井531番1地先まで   | 最大10.0<br>最小 7.8 | 109 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字白井522番1地先から<br>真壁郡真壁町大字白井522番5地先まで   | 最大 9.6<br>最小 6.6 | 64  |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字白井554番1地先から<br>真壁郡真壁町大字桜井248番1地先まで   | 最大 8.2<br>最小 5.8 | 392 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字桜井271番2地先から<br>真壁郡真壁町大字桜井309番1地先まで   | 最大11.5<br>最小 8.4 | 229 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字桜井310番4地先から<br>真壁郡真壁町大字桜井340番2地先まで   | 最大 6.5<br>最小 6.1 | 117 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字桜井350番地先から<br>真壁郡真壁町大字桜井354番1地先まで    | 最大 6.6<br>最小 6.6 | 62  |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字桜井389番1地先から<br>真壁郡大字古城35番1地先まで       | 最大12.0<br>最小 6.0 | 264 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字古城36番3地先から<br>真壁郡真壁町大字古城85番2地先まで     | 最大30.0<br>最小 5.5 | 378 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字古城91番5地先から<br>真壁郡真壁町大字古城121番1地先まで    | 最大10.0<br>最小 5.5 | 115 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字古城142番1地先から<br>真壁郡真壁町大字田1299番地先まで    | 最大18.6<br>最小 8.4 | 851 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字田308番1地先から<br>真壁郡真壁町大字田273番2地先まで     | 最大 8.0<br>最小 6.5 | 346 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字田1140番3地先から<br>真壁郡真壁町大字田1153番1地先まで   | 最大 8.0<br>最小 6.0 | 178 |  |

|  |  |                                                  |                  |     |  |
|--|--|--------------------------------------------------|------------------|-----|--|
|  |  | 真壁郡真壁町大字田1154番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字羽鳥14番 2 地先まで    | 最大 6.0<br>最小 5.8 | 58  |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字羽鳥13番 2 地先から<br>真壁郡真壁町大字羽鳥441番 2 地先まで    | 最大10.0<br>最小 7.8 | 292 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字羽鳥423番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字羽鳥417番 1 地先まで   | 最大 9.5<br>最小 9.5 | 120 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字羽鳥416番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字羽鳥653番 1 地先まで   | 最大10.0<br>最小 9.8 | 310 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字羽鳥665番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字東山田2266番地先まで    | 最大10.5<br>最小10.0 | 357 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字東山田2262番地先から<br>真壁郡真壁町大字東山田53番地先まで       | 最大11.8<br>最小 9.8 | 164 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字東山田361番1地先から<br>真壁郡真壁町大字東山田362番2地先まで     | 最大10.0<br>最小 7.6 | 61  |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字東山田386番地先から<br>真壁郡真壁町大字東山田386番地先まで       | 最大 7.8<br>最小 7.8 | 33  |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字東山田1396番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字椎尾426番 1 地先まで | 最大25.0<br>最小 7.5 | 251 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町椎尾425番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字椎尾409番 2 地先まで     | 最大 8.4<br>最小 6.4 | 128 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字椎尾549番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字椎尾3922番 2 地先まで  | 最大 9.5<br>最小 6.7 | 295 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字椎尾775番 2 地先から<br>真壁郡真壁町大字椎尾1093番 2 地先まで  | 最大10.0<br>最小 7.0 | 229 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字椎尾1422番 1 地先から<br>真壁郡真壁町大字椎尾1440番 1 地先まで | 最大11.2<br>最小 6.0 | 216 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字椎尾3622番地先から<br>真壁郡真壁町大字椎尾3761番地先まで       | 最大10.0<br>最小10.0 | 635 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字椎尾3780番地先から<br>真壁郡真壁町大字酒寄31番地先まで         | 最大 9.0<br>最小 7.0 | 539 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字酒寄33番地先から<br>真壁郡真壁町大字酒寄48番地先まで           | 最大 8.2<br>最小 8.2 | 115 |  |
|  |  | 真壁郡真壁町大字酒寄50番地先から<br>真壁郡真壁町大字酒寄245番 4 地先まで       | 最大 8.2<br>最小 8.2 | 114 |  |

|                                             |                  |       |  |
|---------------------------------------------|------------------|-------|--|
| 真壁郡真壁町大字酒寄321番1地先から<br>真壁郡真壁町大字酒寄329番地先まで   | 最大 8.2<br>最小 8.2 | 114   |  |
| 真壁郡真壁町大字酒寄345番地先から<br>真壁郡真壁町大字酒寄350番1地先まで   | 最大10.8<br>最小 9.7 | 116   |  |
| 真壁郡真壁町大字酒寄210番1地先から<br>真壁郡真壁町大字酒寄1145番3地先まで | 最大16.4<br>最小 3.0 | 1,413 |  |

## 茨城県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成6年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 路線名     | 区間                            | 新旧の別 | 敷地の幅員                                | 延長             | 摘要         |
|---------|-------------------------------|------|--------------------------------------|----------------|------------|
| 県道古河線   | 猿島郡三和町大字恩名<br>3001番地先から       | 旧    | 最大10.3<br>最小 7.6                     | 230            |            |
|         | 猿島郡三和町大字恩名字山王前<br>2153番1地先まで  | 新    | 最大37.3<br>最小12.6                     | 220            | 現道拡幅       |
| 県道宗道古河線 | 猿島郡三和町大字恩名字山王前<br>2153番1地先から  | 旧    | 最大29.7<br>最小 5.1                     | 1,900          |            |
|         | 猿島郡三和町大字東山田字米倉<br>4096番14地先まで | 新    | 最大29.7<br>最小 5.1<br>最大43.4<br>最小12.6 | 1,900<br>1,870 | バイパス<br>新設 |
| 県道古河線   | 猿島郡三和町大字東山田字米倉<br>4096番14地先から | 旧    | 最大30.0<br>最小14.2                     | 170            |            |
|         | 猿島郡三和町大字東山田字大綱東<br>469番4地先まで  | 新    | 最大49.0<br>最小14.2                     | 130            | 現道拡幅       |

## 茨城県告示第438号

昭和49年9月30日茨城県告示第871号で告示した海岸保全区域のうち、次の区域については、海岸保全区域を廃止したので海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第4項の規定により公示する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 廃止区域

| 県名 | 沿岸名 | 海岸名（市町村名） | 地区海岸名（大字名） | 延長（m） |
|----|-----|-----------|------------|-------|
| 茨城 | 常磐  | 東海        | 村松         | 400   |

~~~~~

茨城県告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋本昌

1 施行者の名称

古河市

2 都市計画事業の種類及び名称

古河・総合都市計画公園事業

5・5・001 古河総合公園

3 事業施行期間

昭和48年8月30日から平成11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

## 茨城県告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋本昌

## 1 施行者の名称

大洗町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

6・5・301 大洗町総合運動公園

## 3 事業施行期間

昭和61年9月18日から平成11年3月31日まで

**4 事 業 地**

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

---

**茨城県告示441号**

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定年月日 平成6年3月15日

2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名所及び代表者氏名）

水戸市新原1丁目23番3号

（社）茨城県医薬品配置協議会

会長 蛭 谷 久 造

古河市長谷町34番13号

澤 井 廣 彰

---

**茨城県告示442号**

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定年月日 平成6年3月16日

2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

水戸市南町3丁目4番41号

社団法人茨城県食品衛生協会

会長 山 口 喜八郎

---

**茨城県告示第443号**

行方郡麻生町大字小高189番地に事務所を置く島並土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成6年3月24日

## 茨城県鉢田土地改良事務所長 郡 司 橋

## 1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 行方郡麻生町大字島並546 | 理 事 | 市 村 和 夫 |     |
| " " " 284     | "   | 小松崎 幸   |     |
| " " " 378-3   | "   | 大 里 勝 三 |     |
| " " " 南283    | "   | 大 貫 和 男 |     |
| " " " 島並84-2  | "   | 小松崎 久   |     |
| " " " 161     | "   | 八 品 喜 市 |     |
| " " " 440     | "   | 羽 生 庄 藏 |     |
| " " " 448     | 監 事 | 平 山 勝 美 |     |
| " " " 362-1   | "   | 大 里 黙   |     |

## 2 就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 行方郡麻生町大字島並378-1 | 理 事 | 大 里 一 雄 |     |
| " " " 1350      | "   | 桑 島 洋 治 |     |
| " " " 133       | "   | 大 里 忠 彦 |     |
| " " " 377       | "   | 大 里 健 一 |     |
| " " " 南447-1    | "   | 宮 崎 正 照 |     |
| " " " 島並673     | "   | 松 兼 一 巳 |     |
| " " " 72-1      | "   | 大 里 長 壽 |     |
| " " " 420       | "   | 宮 本 平   |     |
| " " " 123       | 監 事 | 箱 根 一 郎 |     |
| " " " 455-8     | "   | 乘 嶋 輝 雄 |     |

## 茨城県告示第444号

行方郡麻生町大字麻生184番地の7に事務所を置く麻生東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成6年3月24日

## 茨城県鉢田土地改良事務所長 郡 司 橋

## 退 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 行方郡麻生町大字矢幡611-3 | 理 事 | 小 貫 昌 敏 |     |

**茨城県告示第445号**

平成 6 年 3 月 14 日付け太土改指令第 12 号をもって認可した戸羽元倉地区の換地計画については、  
山方町長 根本嘉朗から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195  
号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

**茨城県告示第446号**

平成 5 年 12 月 13 日付けで総和町長から認可申請のあった高野西地区土地改良事業については、土  
地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に  
より、平成 6 年 3 月 3 日認可した。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

**茨城県告示第447号**

平成 5 年 11 月 8 日付けで土浦大字中貫 3060 番地 岡田 平ほか 8 名から認可申請のあった中貫地  
区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する  
同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 3 月 3 日認可した。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

**茨城県告示第448号**

平成 5 年 11 月 18 日付けで南筑波土地改良区から認可申請のあった吉沼下通地区土地改良事業につ  
いては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の  
規定により平成 6 年 3 月 7 日認可した。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

**茨城県告示第449号**

八郷町長 桜井 盾夫から平成 6 年 2 月 14 日付けで認可申請のあった金指 2 地区土地改良事業に  
ついては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第  
1 項の規定により平成 6 年 3 月 7 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

## 1 縦覧に供する書類

金指2地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦 覧 の 期 間

平成6年3月25日から平成6年4月21日まで

## 3 縦 覧 の 場 所

八郷町役場

---

**茨城県告示第450号**

大曾土地改良区から平成6年2月15日付けで認可申請のあった大増地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成6年3月7日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年3月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

## 1 縦覧に供する書類

大増土地改良区定款の写し

大増地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦 覧 の 期 間

平成6年3月25日から平成6年4月21日まで

## 3 縦 覧 の 場 所

八郷町役場

---

**(公 安 委 員 会)****茨城県公安委員会告示第3号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成6年3月24日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

## 1 講 習 期 日

平成6年5月9日（月）から平成6年5月13日（金）まで及び平成6年5月16日（月）

## 2 講 習 場 所

水戸市元山町一丁目7番16号 ときわ会館2階会議室

## 3 講 習 定 員

50人

#### 4 受講手続

##### (1) 申込期間

平成6年4月18日(月)から平成6年4月25日(月)まで(ただし、定員になり次第締め切る。)

##### (2) 申込場所

茨城県内の各警察署防犯課(係)

##### (3) 申込方法

申込場所に、次の書類を持参すること(郵送による申込は認めない。)

###### ア. 受講申込書2通

イ. 写真(申込前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチ、横2.4センチ大2枚)

###### ウ. 印鑑

##### (4) 講習手数料

講習手数料(31,000円)は、茨城県収入証紙により納入すること。

#### 5 そ の 他

(1) 講習開始日は、午前8時30分までに受付けを終了すること。

(2) 筆記用具を持参すること。

(3) 詳細は茨城県警察本部防犯課(0292-24-2111内線3523・3524)へ問い合わせること。

---

## 公 告

---

#### ●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部執行委員長千葉國光から、平成6年3月15日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事 件

賃金等に関する要求

#### 2 日 時

平成6年3月26日以降本問題が解決するまでの期間

#### 3 場 所

日本赤十字労働組合猿島支部の組合員が従事する職場

#### 4 争議行為の種類

あらゆる形式の争議行為

**●争議行為の予告通知の公表**

東京医科大学霞ヶ浦病院労働組合執行委員長横張幸夫から、平成6年3月16日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

賃金等に関する要求

2 日 時

平成6年3月27日以降本問題が解決するまでの期間

3 場 所

東京医科大学霞ヶ浦病院労働組合の組合員が従事する職場

4 争議行為の種類

あらゆる形式の争議行為

**●都市計画事業の施行者の名称等**

下館・結城都市計画道路事業については、平成6年3月9日建設省告示第605号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画道路事業

3・4・31号 小川女方線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

**●都市計画事業の施行者の名称等**

下館・結城都市計画道路事業については、平成6年3月9日建設省告示第606号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- 下館・結城都市計画道路事業  
3・4・31号 小川女方線  
3・4・50号 谷部小川線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県庁

## 4 事業地の所在地

収用の部分 変更なし

---

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

下館・結城都市計画道路事業については、平成 6 年 3 月 9 日建設省告示第 607 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- 下館・結城都市計画道路事業  
3・4・1 号 稲荷町線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県庁

## 4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

---

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の認可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 6 年 3 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字曾我殿台 858 番 1, 同番 6, 同番 7, 860 番 1, 同番 3, 同番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城817

山 中 長 七

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字みの内6234-1番

同番2まで

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町向山字中原801-1

日本原子力研究所 那珂研究所

所長 田 村 早 苗

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高場字房田2582-5番, 同番6, 同番7まで

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市南町2丁目5番5号

株式会社 常陽銀行

取締役頭取 西 野 虎之介

~~~~~

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字馬場字陣屋441番2, 同番12, 442番19, 同番42, 同番48, 同番49

2 事業主の住所及び氏名

東京都足立区西新井本町4丁目5番3号

株式会社 ハッピー商会

代表取締役 村 松 光 春

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町小岩戸字鹿久保1034番1

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都北区岩渕町22番3号

株式会社 星医療酸器

代表取締役 星 一成

## ◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成6年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日         | 申請者  |                | 道路の位置                     | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|---------------|------|----------------|---------------------------|--------------|---------------|
|                |               | 氏名   | 住所             |                           | 幅員           | 延長            |
| 水上木指令<br>第332号 | 平成<br>6年3月14日 | 飛田 進 | 那珂郡那珂町<br>杉828 | 那珂郡那珂町<br>菅谷字高内東<br>997-9 | メートル<br>4.20 | メートル<br>30.05 |

| 指定番号           | 指定年月日        | 申請者   |                       | 道路の位置                           | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|-------|-----------------------|---------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏名    | 住所                    |                                 | 幅員           | 延長            |
| 水上木指令<br>第304号 | 平成<br>6年3月7日 | 長谷川芳郎 | 東茨城郡<br>美野里町<br>羽鳥847 | 東茨城郡美野里町<br>大字羽鳥字脇山<br>2352-154 | メートル<br>4.00 | メートル<br>34.90 |

| 指定番号           | 指定年月日        | 申請者   |               | 道路の位置                   | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|-------|---------------|-------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏名    | 住所            |                         | 幅員           | 延長            |
| 水上木指令<br>第305号 | 平成<br>6年3月7日 | 川俣 一雄 | 笠間市笠間<br>2014 | 笠間市笠間<br>字堂ノ越<br>2416-5 | メートル<br>4.50 | メートル<br>32.80 |

| 指定番号           | 指定年月日         | 申請者                     |               | 道路の位置                               | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------------------|--------------|---------------|
|                |               | 氏名                      | 住所            |                                     | 幅員           | 延長            |
| 水上木指令<br>第325号 | 平成<br>6年3月10日 | (有)共栄<br>ハウジング<br>代三村 忠 | 笠間市市毛<br>1130 | 笠間市石井字不<br>動前1794-9,<br>-10, 1797-1 | メートル<br>4.20 | メートル<br>71.85 |

## 規 程

(企 業 局)

### 茨城県企業管理規程第1号

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成6年3月24日

茨城県公営企業管理者職務代理者

企業局次長 鶴木 徹

### 茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程

茨城県企業局組織規程(昭和42年茨城県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

#### 第5条の表中

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 水海道市大塚戸町 | を |
|--------------|----------|---|

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 水海道市大塚戸町 | に |
| 茨城県企業局鰐川浄水場  | 鹿島郡鹿島町   |   |

改める。

#### 第6条の表中

|               |                             |   |
|---------------|-----------------------------|---|
| 茨城県企業局鹿島水道事務所 | 総務課、浄水第一課、浄水第二課、工務第一課、工務第二課 | を |
|---------------|-----------------------------|---|

|               |                     |   |
|---------------|---------------------|---|
| 茨城県企業局鹿島水道事務所 | 総務課、浄水課、工務第一課、工務第二課 | に |
|---------------|---------------------|---|

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 総務課、浄水課 | を |
|--------------|---------|---|

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 総務課、浄水課 | に |
| 茨城県企業局鰐川浄水場  | 総務課、浄水課 |   |

改める。

第7条の9を第7条の10とし、第7条の8の次に次の1条を加える。

(鰐川浄水場の分掌事務)

第7条の9 鰐川浄水場の分掌事務は、鹿行広域水道事業及び鹿島工業用水道事業に関することで、次に掲げるものとする。

- (1) 取水、浄水及び配水に関すること。
- (2) 取水場及び浄水場に関すること。
- (3) 水道無線に関すること。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

---

茨城県企業管理規程第2号

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成6年3月24日

茨城県公営企業管理者職務代理者

企業局次長 鶴 木 徹

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

第10 鰐川浄水場長

- ア 工業用水道事業法第19条の規定による水質の測定及びその記録
- イ 水道法第20条の規定による水質の検査及びその記録並びにその保存

付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

---

茨城県企業管理規程第3号

茨城県企業局文書事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成6年3月24日

茨城県公営企業管理者職務代理者

企業局次長 鶴 木 徹

茨城県企業局文書事務規程の一部を改正する規程

茨城県企業局文書事務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「及び水海道浄水場」を「、水海道浄水場及び鰐川浄水場」に改める。

別表第1中

|              |       |
|--------------|-------|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 企 水 浄 |
|--------------|-------|

を

|              |       |
|--------------|-------|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 企 水 浄 |
|--------------|-------|

|             |       |
|-------------|-------|
| 茨城県企業局鶴川浄水場 | 企 鶴 浄 |
|-------------|-------|

に

改める。

#### 付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

#### 茨城県企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成6年3月24日

茨城県公営企業管理者職務代理者

企業局次長 鶴木 徹

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

#### 第4条の表中

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 水海道浄水場長 | 給料月額の14／100に相当する額 |
|---------|-------------------|

を

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 水海道浄水場長 | 給料月額の14／100に相当する額 |
|---------|-------------------|

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 鶴川浄水場長 | 給料月額の14／100に相当する額 |
|--------|-------------------|

に

改める。

#### 付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

## 正 誤

平成5年3月18日付け茨城県県報号外第25号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ペー ジ | 誤   |                           | 正   |       |
|------|-----|---------------------------|-----|-------|
| 34   | 終 日 | 車両<br>(けん引③を除く)           | 終 日 | 自 動 車 |
| 35   | 終 日 | 車両<br>(けん引③を除く)           | 終 日 | 自 動 車 |
| 35   | 終 日 | 車両<br>(原付, けん引②<br>③を除く)  | 終 日 | 自 動 車 |
| 35   | 終 日 | 車両<br>(原付, けん引①<br>②③を除く) | 終 日 | 自 動 車 |
| 36   | 終 日 | 車両<br>(原付, けん引②<br>③を除く)  | 終 日 | 自 動 車 |
| 36   | 終 日 | 車両<br>(原付, けん引①<br>②③を除く) | 終 日 | 自 動 車 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)